

国民年金 コーナー

国民年金保険料の 免除制度① 【全額免除制度】

「法定免除」は、障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届け出を行うことで、保険料の納付が免除されるものです。

「申請免除」は、本人からの申請によるもので、前年の所得が一定基準以下であれば、保険料の納付が全額免除されます（一部納付制度・若年納付猶予制度もあります）。

◎全額免除制度

次の所得基準の範囲内にある方が対象となります。

■所得基準

本人（申請者）・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が、次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

【計算式】

（扶養親族等の数＋1）×
35万円＋22万円

（例）単身世帯の場合

（0人＋1人）×35万円＋
22万円＝57万円

※学生および任意加入被保険者の方は対象外です。

※学生の方で保険料の納付が困難な場合は「学生納付猶予特例制度」をご利用ください。

■手続き

免除の申請には、住民票のある市町村へ「国民年金保険料免除申請書」を提出してください（申請書は役場窓口または年金事務所にあります）。

手続きに必要なものは次のとおりです。

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ②認め印（本人が署名する場合は不要）

■免除期間の年金額

保険料が全額納付したときに比べて、年金額の2分の1（平成21年3月分までは3分の1）が支給されます。

岡郡山年金事務所

☎024-932-3434

岡町民生課

☎72-6933

☎72-6933

◎免除制度の種類
国民年金の保険料免除制度には「法定免除」と「申請免除」の2種類があります。

田村地方衛生処理センターからのお知らせ

8月14日(火)・15日(水)・16日(木)の3日間はお盆のため、くみ取り業務は休みとなります。計画的に早めの申し込みをお願いします。

また最近申し込み当日のくみ取りを希望する方が多く、対応に苦慮しています。

田村地方衛生処理センターが行う毎月のし尿くみ取り日程は下表のとおりです。

し尿くみ取りの申し込みをする場合は、くみ取ってもらいたい日の1週間前までに町民生活課(☎72-6933)へお申し込みください。

し尿くみ取りについて分からないことは、田村地方衛生処理センター(☎82-1272)または町民生活課へお問い合わせください。

■毎月のくみ取り日程表

日程	地域名
1～4日	品ノ木、槻木内、大八の一部、浮金、塩庭二区、上羽出庭、和名田
5～9日	仲町、本町、宿ノ後、団子田、反町、前久保、横町、大八の一部
10～14日	七生根、殿町、館廻、大八の一部、荒町、小野赤沼、皮籠石、小野山神
15～19日	中通、門番、光明院、菖蒲谷、夏井の一部(樋口・川除・太子堂・町屋・都沢・午天王)
20～24日	寺下・谷津作の一部(南作・松葉)、夏井の一部(石ノ平・浮内・高屋敷・原・橋本)、湯沢
25～31日	谷津作の一部(前之内・高山・馬場・峰ヶ崎・鬼石)、平館、飯豊、塩庭一区、南田原井、小戸神、吉野辺、雁股田